

第103回日商簿記2級 第1問 仕訳問題類題 問題

次の各取引について仕訳しなさい。ただし、勘定科目は次の中から最も適切と思われるものを選ぶこと。

繰越利益剰余金	仕	入	減価償却費	株式交付費
未払金	貯蔵品		別途積立金	繰越商品
備品	消耗品		資本準備金	固定資産除却損
利益準備金	未収入金		前受金	株式交付費償却
備品減価償却累計額	売掛金		資本金	未払配当金

1. 株式会社加藤商会（決算：年1回・1月31日）は、平成14年2月1日に購入した商品陳列用ケース（取得原価 ¥ 400,000）を平成20年1月31日に除却した。なお、この商品陳列用ケースは直ちに倉庫に保管し、その処分価額を ¥ 50,000 と見積もった。ただし、商品陳列用ケースの耐用年数は8年、残存価額は取得原価の10%、定額法によって償却し、間接法で記帳しているが、当期分の減価償却費の計上もあわせて記入すること。
2. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)
3. 伊東商事株式会社（発行済み株式総数300株）は、平成20年6月26日の定時株主総会において、以下のように繰越利益剰余金の処分が行われた。ただし、平成20年3月31日（決算日）現在の資本金 ¥ 20,000,000、資本準備金 ¥ 2,600,000、利益準備金 ¥ 2,200,000 であった。
 - ・配当金：1株につき ¥ 5,000
 - ・別途積立金：¥ 300,000
 - ・利益準備金：会社法の定める必要額
4. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)
5. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	備品減価償却累計額	225,000	備 品	400,000
	減 価 償 却 費	45,000		
	貯 蔵 品	50,000		
	固定資産除却損	80,000		
別解	減 価 償 却 費	45,000	備品減価償却累計額	45,000
	備品減価償却累計額	270,000	備 品	400,000
	貯 蔵 品	50,000		
	固定資産除却損	80,000		
2	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
3	繰越利益剰余金	1,950,000	未 払 配 当 金	1,500,000
			利 益 準 備 金	150,000
			別 途 積 立 金	300,000
4	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
5	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			

・解説

1. 固定資産の除却に関する問題です。

固定資産の除却時の帳簿価額を算定したうえで、貯蔵品の評価額との差額を除却損で処理しましょう。

■①固定資産の除却時の帳簿価額を算定する

除却時の帳簿価額は、前期末時点の帳簿価額から当期の減価償却費を差し引いて求めましょう。なお、前期末時点の帳簿価額は、取得原価から前期末時点の減価償却累計額を差し引いて求めます。

$$\text{除却時の帳簿価額} = \text{前期末時点の帳簿価額} - \text{当期の減価償却費}$$

$$\text{前期末時点の帳簿価額} = \text{取得原価} - \text{前期末時点の減価償却累計額}$$

まず、問題文の「平成 14 年 2 月 1 日に購入した商品陳列用ケース」から、前期末時点で 5 年分（平成 14 年 2 月 1 日～平成 19 年 1 月 31 日）の減価償却が行われていることがわかります。

さらに、問題文の「取得原価が ¥ 400,000、耐用年数は 8 年、残存価額は取得原価の 10%、定額法によって償却し、間接法で記帳」から、5 年分の減価償却費（＝前期末時点の減価償却累計額）を計算することができます。

$$5 \text{ 年分の減価償却費} = 400,000 \text{ 円} \times 0.9 \times 5 \text{ 年} / 8 \text{ 年} = 225,000 \text{ 円}$$

上記の計算の結果、前期末時点の帳簿価額は 175,000 円（＝400,000 円－225,000 円）であることがわかります。

★解答仕訳（ステップ 1）

（借）備品減価償却累計額 225,000 / （貸）備品 400,000

次に、当期の減価償却費を計算しましょう。問題文の「平成20年1月31日に除却した」から、当期末に除却したことが分かるので、1年分をそのまま当期の減価償却費として計上します（※月割り計算は不要）。

$$\text{当期の減価償却費} = 400,000 \text{ 円} \times 0.9 \times 1 \text{ 年} / 8 \text{ 年} = 45,000 \text{ 円}$$

以上の計算により、除却時の帳簿価額が **130,000 円**（=175,000 円 - 45,000 円）であることが分かります。

★解答仕訳（ステップ2）

（借）備品減価償却累計額 225,000 / （貸）備品 400,000
（借）減価償却費 45,000

■②貯蔵品の評価額との差額を除却損で処理

除却時の帳簿価額が判明したら、あとは貯蔵品の評価額との差額を除却損で処理するだけです。

$$\text{固定資産除却損} = \text{除却時の帳簿価額} - \text{貯蔵品の評価額}$$

問題文の「（貯蔵品の）その処分価額を ¥ 50,000 と見積もった」から、貯蔵品の評価額が分かるので、除却時の帳簿価額との差額 80,000 円（=130,000 円 - 50,000 円）を**固定資産除却損**で処理します。

★解答仕訳（ステップ3・完成）

（借）備品減価償却累計額 225,000 / （貸）備品 400,000
（借）減価償却費 45,000
（借）貯蔵品 50,000
（借）固定資産除却損 80,000

なお、「当期の減価償却費に関する仕訳」と「除却に関する仕訳」を別々に考えて、2本の仕訳をもって解答とする方法もあります。参考までに以下の別解をご確認ください。

☆参考1・当期の減価償却費に関する仕訳

（借）減価償却費 45,000 / （貸）備品減価償却累計額 45,000

☆参考2・除却に関する仕訳

（借）備品減価償却累計額 270,000 / （貸）備品 400,000
（借）貯蔵品 50,000
（借）固定資産除却損 80,000

★別解（参考1+参考2）

（借）減価償却費 45,000 / （貸）備品減価償却累計額 45,000
（借）備品減価償却累計額 270,000 / （貸）備品 400,000
（借）貯蔵品 50,000
（借）固定資産除却損 80,000

固定資産の除却に関する問題は、第 110 回の問 5や第 111 回の問 3、第 121 回の問 5、第 135 回の問 3、第 147 回の問 1、第 148 回の問 2でも出題されているので、あわせてご確認ください。

2. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

3. 利益処分に関する問題です。

利益剰余金（繰越利益剰余金）を財源として配当を行う場合には、「配当により減少する利益剰余金の額の 10 分の 1 を、資本準備金の額と利益準備金の額とを併せて、資本金の 4 分の 1 に達するまで（利益準備金を）積み立てなければならない」と定められているので、本問でもこの文言どおりにチェックする必要があります。

まず、問題文に「配当金：1株につき ¥ 5,000」とあるので、配当により減少する利益剰余金の金額は 1,500,000 円（=5,000 円×300 株）で、その 10 分の 1 は 150,000 円ということが分かります。別途積立金の積立額 300,000 円は利益準備金要積立額の計算には関係ないので気をつけてください。

また、資本準備金と利益準備金の合計額が 4,800,000 円（=2,600,000 円+2,200,000 円）なので、資本金 20,000,000 円の 4 分の 1 に達するまで積み立てなければならない額は、 $20,000,000 \text{ 円} \div 4 - 4,800,000 \text{ 円} = 200,000 \text{ 円}$ になります。

ここで、両者を比較すると【150,000 円 < 200,000 円】となるので、利益準備金要積立額は 150,000 円になります。

- ・配当の 10 分の 1 規定による利益準備金要積立額：150,000 円
- ・資本金の 4 分の 1 規定による利益準備金要積立額：200,000 円
- ・金額の小さい方（150,000 円）を利益準備金として積み立てる

配当の 10 分の 1 規定に関しては多くの受験生が理解していると思いますが、資本金の 4 分の 1 規定と比較するのを忘れてしまう方が多いです。

今回は 10 分の 1 規定の金額の方が小さかったので、4 分の 1 規定を忘れていても結果的には正解までたどり着けますが、利益処分の問題は必ず資本金の 4 分の 1 規定もチェックしてください。

■類題

では仮に、資本準備金と利益準備金の合計額が 4,900,000 円だった場合、利益準備金要積立額はどうなるでしょうか？これも上と同じように考えていけばいいだけなので、併せて確認しておいてください。

■解答

資本金 20,000,000 円の 4 分の 1 の 5,000,000 円から、資本準備金と利益準備金の合計金額 4,900,000 円を差し引くと 100,000 円になり、配当金 1,500,000 円の 10 分の 1 の 150,000 円よりも小さくなるので、利益準備金要積立額は 100,000 円になります。

- ・配当の 10 分の 1 規定による利益準備金要積立額：150,000 円
- ・資本金の 4 分の 1 規定による利益準備金要積立額：100,000 円
- ・金額の小さい方（100,000 円）を利益準備金として積み立てる

利益処分に関する問題は、第 106 回の問 2や第 112 回の問 5、第 121 回の問 3、第 129 回の問 2、第 135 回の問 5、第 143 回の問 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。

4. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

5. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)